

## 箱根町景観施策推進会議第1回会議 次第

日時：平成21年11月26日（木）

午後1時30分から3時まで（予定）

場所：分庁舎4階 和室1

### 1 あいさつ

### 2 議題

（1）箱根町景観施策推進会議について

（2）箱根町景観計画について

（3）今後の取組について

（4）その他

## 箱根町景観施策推進会議第1回会議 資料目録

### 議題1 「箱根町景観施策推進会議について」に係る資料

箱根町景観施策推進会議設置要綱 . . . 資料1

### 議題2 「箱根町景観計画について」に係る資料

町の景観計画の取組について . . . 資料2

景観保全・形成に向けた規制検討方針〈概要〉 . . . 資料3

箱根町景観計画

箱根町景観条例・景観計画の概要と手続きについて . . . 資料4

箱根町景観計画における建築物等の色彩のめやす . . . 資料5

箱根町景観計画等における届出対象の基準及び行為の制限の取扱い . . . 資料6

箱根町景観アドバイザーを募集します！ . . . 資料7

### 議題3 今後の取組について

箱根町景観形成公共施設整備指針素案 . . . 資料8

景観計画実施計画書（イメージ） . . . 資料9

## 箱根町景観施策推進会議 第1回会議 概要

日時：平成21年11月26日(木)

午後1時30分から午後3時まで

場所：分庁舎4階 和室1

### 1 あいさつ

勝俣副主幹よりあいさつがあった。

### 2 議題（進行：勝俣副主幹）

#### （1）箱根町景観施策推進会議について

本会議設置の目的、概要等について次のとおり説明を行った。（説明：勝俣副主幹）

本会議は「箱根町景観施策推進会議設置要綱」に基づき設置されたものです。本年6月に施行した景観計画に掲げる「まちづくりビジョン」の実現へ向け、町、自らが積極的に施策を展開できればと考えているので、皆さんには、箱根らしい独自のアイデア等について、ご意見をいただければと思っています。

会議のメンバーは、要綱第3条の規定により、景観施策に関連する課から町長が指名する職員をもって組織しましたが、これは、熱意を持って事務事業にあたることができると考えられる職員を選出し、少数精鋭で効果的に景観施策を推進していくことを狙っているものです。

所掌事務についてですが、庁内のこのような会議の殆どが、施策についての調査、研究、又は企画立案等を行うことが所掌事務の主であって、方針や計画を作ってしまったらそれで目標達成という会議が多いですが、本会議では、施策の検討も重要ですが、最も重要なのは、進行管理をしっかりと行うことであると考えているので、皆さんには、施策の企画立案の他、施策の進行状況についても、その見張り役としてお願いいたします。

また、本会議の結果については要綱第6条の規定により、グループウェア等から職員へ周知するとともに、会議概要をホームページ等から周知します。これは、従前から企画課を始めとして、各課において取り組

んでいる行政改革大綱の基本方針に示されている「町民と行政との協働したまちづくり」を進めることや、自治基本条例4条の(自治の基本理念)に規定されている「町民、町議会及び町は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に補完し、協働でまちづくりを進めること」と規定されていること、第14条の(情報の公開及び提供)において「積極的にまちづくりに関する情報を提供するよう努めます」と規定されているが、それらに呼応して、景観施策を展開していきたいと考えたため、町民等へ情報提供を積極的に進めるために、会議の概要を対外的に公表することとしました。

これに対しては、もちろん景観施策のPRもあります。また、ここ数年、風通しの良い職場環境をという事で、色々と取り組んでいます。その中で職場内での情報の共有化や職員の施策への参加を積極的に進めることが、一つの効果的な取組に繋がると考えたため、本会議を設置し、今回、グループウェア等で会議結果概要を全庁内に情報提供することとしました。

説明に対して次のとおり質問があった。

・この景観施策推進会議のメンバーに任期はあるのですか？また、異動した場合はどうなるのですか？

町の景観施策の取り組みが軌道に乗るまでと考えていることから、任期は定めていませんが、概ね2年程度とは考えています。また、メンバーは景観に関連のある課から選任していますので、異動になった場合はメンバーから外れることとなります。

## (2) 箱根町景観計画について

資料2、資料3及び別紙資料「箱根町景観計画(概要版)」に基づき、町の景観に係る取組の経緯、景観計画の概要等について説明を行った。  
(説明：勝俣副主幹)主な説明内容は次のとおり。

・平成17年11月に国際観光地「箱根」の保全・形成へ向けた規制検討方針を策定しました。(資料3)この方針の取り組みは、できるものからできるだけ早くといった考え方で、3ステップで段階的に展開することとし、ステップ1では、主に建物の高さを(概ね20m 15m)町の開発指導要綱の行政指導(相手方の任意の協力)において誘導することとし、ステップ2で要綱の条例化、ステップ3で景観計画及び景観条例で規制していくこととしました。

・方針策定後、色々な取組を行ってきましたが、最も大きな取組は、平成18年4月1日に箱根町が景観行政団体になったことです。町が対外的に景観施策を積極的に展開していくといった意志を示したという事になり、町の景観の取組における転換期といえます。

それ以後、景観計画の策定、条例を制定するため、策定委員会の設置、パブリックコメント、まちづくり懇談会による住民等への意見聴取により、景観計画を策定し、本年6月1日から施行することとなりました。

引き続き、資料4～資料7に基づき、現在の景観計画に基づく施策について説明を行った。(説明：竹村主事補)主な説明内容は次のとおり。

・景観計画に掲げる「良好な景観の形成のための行為の制限」を周知し、適切な届出を行っていただくために、資料4の手続き概要を窓口で配布及びホームページに掲載しています。

・届出に対し、統一的な基準を定め、適切な運用を図るため、資料5及び資料6を作成しました。

・景観条例第28条に規定する良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対する技術的支援として、景観まちづくりアドバイザー派遣要綱を制定し、8月末からアドバイザーの募集を実施しています。現在3名の委嘱が決定し、11月27日に委嘱式を行うこととなりました。

説明に対して次のとおり意見があった。

・今年度から太陽発電の補助を企画課で行っているが、屋根が反射してしまうので、配慮が必要になってくる。都市整備課に相談した方がいいのでしょうか？

「箱根町景観計画等における届出対象の基準及び行為の制限の取扱い」において、ガラス面等の素材を使用する場合は、総見付面積の2分の1を超えない範囲とする、と定めていますので、行為の制限の対象となるようでしたら、相談していただきたい。(事務局)

### (3) 今後の取組について

公共施設整備指針(素案)(資料8)について、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり

- ・防護柵等は景観に配慮した色を塗ってしまうと、逆に目立たなくなってしまうので、安全対策等とどのように調整していくのが難しい。

そのような安全が優先されるようなものについても、景観の観点からどのように配慮していくのか考えていきたい。(事務局)

- ・p6のサインについて、案内板等に何ヶ国語も入れてしまうと読みにくくなってしまうので、ユニバーサルデザインを採用するという案には賛成です。

- ・p4の緑地について、例えばリョウブは標高500m以上でないと育たない植物である。そのような箱根だからこそ育つ植物を緑化の指針に加えていくのはいいことだと思います。

- ・従前に各課等に意見照会した際に写真を入れて分かりやすくした方が良いという意見がありましたが、この公共施設整備指針(素案)においては、まだ写真を入れていないので、これから写真を入れて分かりやすくするようにしていきます。(事務局)

今回の意見を踏まえた上で、公共施設整備指針を作成していくこととなった。

景観計画実施計画の策定について

景観計画実施計画の策定(資料9)について、事務局より次のとおり提案をした。

資料9 p4における各課の対象事業の確認について  
実施計画個別表p5～p10の記入について

結果、次のとおり意見があった。

- ・本実施計画の進行管理を当会議で行うこととしているが、企画課が所掌する総合計画の進行管理のなかで他の計画も含め、全体的に進行管理できないでしょうか。(事務局)

- ・学校間「きずな」事業は景観とは関わりのない事業なのではずして

欲しい。なお、次年度から環境学習推進事業を実施する予定であり、事業内容としては小学校で花を植えたり、ヘチマを窓際に植えて室内温度を下げる「緑のカーテン」をつくったりします。景観実施計画に入れてもよい事業なのではないでしょうか。

事業体系に位置づけられる事業なので実施計画に入れていきたいと考えます。(事務局)

・景観学習については国土交通省も推進しており、モデルプログラムの実施について応募すると、10万円の補助金が出る制度があるので、活用について検討していきたい。(事務局)

・緊急雇用事業で次年度の単年度事業であるが、芦ノ湖畔散乱ごみ回収事業を行う。この事業は実施計画に入れてもよいのではないか。

単年度であっても事業体系の中で位置づけができる事業に関しては、実施計画に取り込んでいきたいと考えます。(事務局)

・美化大会においては、環境と景観とで連携した取り組みができるのではないのでしょうか。その他の事業についても、連携を考えていきたい。(事務局)

今回の意見を踏まえた上で、各メンバーに所管課で位置づけられている事業に関して事業体系の確認と実施計画個別表の作成を12月11日(金)までを期限として依頼することとなった。

#### (4) その他

今後、本会議は概ね隔月に1回程度行う予定であることをメンバーへ周知した。次回の開催日程については、別途メンバーへ連絡するもの。